

職員の賠償責任に関する監査結果

令和6年12月5日付泉南子第25号にて泉南市長から請求のあった職員の賠償責任に関する監査について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第3項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 請求人

泉南市長 山本 優真

第2 請求の受理

本件請求は、令和6年12月5日付け泉南子第25号文書で提起され、同日付けでこれを受理した。

第3 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである（一部請求書原文引用）。

1 監査請求の対象事項

泉南市健康子ども部保健推進課（以下「保健推進課」という。）における令和5年度狂犬病予防関連業務の手数料紛失事案について、損害発生
の事実認定並びに関係職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定

2 請求対象となる事実及び事案の概要

(1) 保健推進課は、狂犬病予防関連業務として飼い犬の登録や予防接種
済票の交付及びそれらに伴う手数料出納事務を行っている。

令和5年度の狂犬病予防関連業務手数料出納事務において、当該業務担当現金取扱員である保健推進課職員による不適切な事務処理並びに上司であり出納員である保健推進課長による管理監督の不作为及び現金管理体制の不備により、当該手数料1,551,750円のうち、917,050

円を紛失する事案が発生した。

- (2) 保健推進課担当職員等による不適切な事務処理の具体的内容は次のとおりである。

ア 出納員による不適切な事務処理

- (ア) 現金の集計結果の確認や、未処理金等がないかについて、現金を保管している書庫キャビネットを定期的に確認していなかった。
- (イ) 現金を保管している書庫キャビネットは、現金以外の事務書類も保管されており、勤務時間中は施錠せず、課内職員であれば誰でも利用できる状態であり、安全な場所で保管していなかった。
- (ウ) キャビネットの鍵の管理は現金取扱員が行い、出納員は嚴重に管理していなかった。
- (エ) 令和5年度定期監査の受験や、内部統制制度におけるリスク点検票及び出納事務チェックシートの回答にあたり、事務の現状について現金取扱員から聞き取り調査等を行うことなく、「問題なし」の旨、回答し、監査機能及び行政機関内部のチェック機能を阻害した。
- (オ) 例年執行している事務にも関わらず、担当職員に対する事務執行状況の確認等を行わず、出納整理期間経過後に別の職員から申告を受けるまで公金紛失の判明に至らなかった。

イ 現金取扱員による不適切な事務処理

- (ア) 手数料徴収後の「公金の集計、確認」及び「公金の保管」並びに「手数料の調定」の業務を適切に行っていなかった。特に納入義務者から現金を直接収納したときは、すみやかに指定金融機関へ納入しなければならないところ、他業務の多忙等を理由にまとめて処理しようと考え、直接収納した現金を、保健推進課事務室内の書庫キャビネットに長期間保管していた。
- (イ) 現金を保管している書庫キャビネットは、現金以外の事務書類も保管されており、勤務時間中は施錠せず、課内職員であれば誰でも利用できる状態であり、安全な場所で保管していなかった。

3 請求の理由

上記のとおり、当該関係職員の不適切な事務処理が原因となって公金を紛失したことは、地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項（以下「第 1 項」という。）に規定する会計管理者又は会計管理者の事務を補助する職員の故意又は過失による現金の亡失に該当し、泉南市に損害を与えたと認められるため、同条第 3 項の規定に基づき、監査を請求する。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

令和 6 年 12 月 5 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

2 監査の対象部局等

保健推進課

泉南市会計管理者

保健推進課出納員 保健推進課長

保健推進課現金取扱員 保健推進課主査

3 監査の方法

監査請求に基づき、損害の事実の有無について監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定するため、次のとおり監査を実施した。

(1) 書面監査

ア 監査請求にあたって泉南市長から提出された関係書類

イ 地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、保健推進課に対して提出を求めた当該現金取扱事務に関する書類

(2) 関係職員の個別事情聴取による監査

(3) 保健推進課事務室等の実地監査

(4) 事務内容に関する事情聴取による監査

第5 監査の結果

1 損害発生の実事の有無

提出書類の書面監査、当該出納員及び現金取扱員からの事情聴取等の結果、本件請求のとおり、職員の過失等によって泉南市に 917,050 円の損害が生じた事実があることを認める。

2 賠償責任の有無及び賠償額

監査対象である当該出納員及び現金取扱員について、損害に対する賠償責任を認める。

損害額に対する直接の賠償額については、出納員保健推進課長が 271,719 円、現金取扱員保健推進課主査が 645,331 円とする。

なお、賠償請求にあたっては、損害発生の日を起算日とし、各賠償請求対象者が泉南市に納入する日までの期間に、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率年 3 パーセントの遅延利息を附するものとする。

3 理由

(1) 賠償責任対象職員について

ア 監査請求対象職員

地方自治法は、第 170 条において会計管理者が当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる旨規定し、第 171 条ではその事務を補助させるために出納員その他の会計職員を設置すること等を義務づけている。これについて泉南市は、泉南市財務規則（昭和 59 年 3 月 22 日規則第 4 号）第 104 条第 1 項において、出納員の設置箇所、出納員となるべき者の職及びその分掌事務を定め、同条第 2 項において、その他の会計職員を現金取扱員、物品取扱員及び会計員としたうえで、現金取扱員及び物品取扱員となるべき職等及びその分掌事務について定めている。これらによると、保健推進課の出納員は保

健推進課長であり、出納員として課内における所管現金の収納事務を行うためにあらかじめ5名の職員を現金取扱員として指定しており、そのうち本件の担当現金取扱員は監査請求対象の保健推進課主査である。以上から、本件の監査請求対象職員3名は、泉南市の損害発生の原因となった会計処理に関係するとして、賠償責任の追及を検討し得るものと認定した。

イ その他の関係職員

監査請求対象以外の関係職員で、出納員である保健推進課長を補佐すべき当時の課長代理をはじめとする当該保健推進課主査以外の現金取扱員について、同様に賠償責任を問えるかについて検討する。

保健推進課長は、本件発生当時、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業による負担増、休職者の発生及び人事異動などが重なったことで事務がひっ迫し、管理職であっても実務に追われる状況であったと供述している。管理職が、管理業務ではなく実務に追われている状況下において、部下である各担当者が、各々の事業に主担当と副担当が設定されているとはいえ、主担当として自己の職分を全うすること以上の余力を持ち得たかについては懐疑的であり、監査請求対象である2名の業務を補佐し、又は管理若しくは監視することができなかったとしても、その不作為に賠償責任を伴う過失を認定し得るとは評価できない。また、判例においても、地方自治法第243条の2の8の趣旨について、「同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したも

のであると解せられる。」（昭和 61 年 2 月 27 日最高裁）と判示しており、損害と職員の行為又は不作為についての因果関係が直接的ではない場合についてまで、損害賠償にいたるほどの責任を負うかについては消極的に解する。これらを総合すると、監査請求対象の保健推進課主査以外の現金取扱員について、賠償責任を追及することはできないと判断した。

なお、実務上、窓口対応などで現金取扱員の監督下において会計年度任用職員が業務にあたっていたが、現金の管理、収納という会計事務の根幹を担っておらず、また、その職責を鑑みても、当該会計年度任用職員に賠償責任を求めないことが相当である。

(2) 賠償責任の有無及び内容について

地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 2 項（以下「第 2 項」という。）は、「その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。」と規定する。「職分」とは職務権限の重要性をいうのであって、複数の職員の行為が原因であっても連帯して各人が損害額の全体についての賠償責任を負うのではなく、職員別に賠償額が決定されなければならない。したがって、対象職員及びその行為について個々具体的に検討する。

ア 会計管理者

地方自治法は、普通地方公共団体の会計事務について、予算執行機関から会計機関を分離し、前者は普通地方公共団体の長が担い、後者は会計管理者が担うものとしている。したがって、会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関の一つであって、長の会計監督権に服するのであるが、出納その他の会計事務の執行については独立の権限を有するものであり、当該事務の執行について普通地方公共団体を代表するものである。そうすると、本件のように会計事務において不適切な取り扱いがあり、所属する地方公共団体に損害

が発生するまでに至った以上は、当然に責任を負わなければならないというべきである。

しかしながら、第1項に規定する損害賠償責任を負うかについて検討すれば、第2項は、「職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて」と規定しているから、前後の条件を満たす場合にその責を問われなければならない。

これらに鑑みると、会計管理者は、本件において不適切な事務取扱等により直接的に損害の発生につながる行為は行っていないから、後者の条件を満たさず、また、会計事務の代表者として何らかの不作为により本件損害につながったかについて検討しても、後述するとおり実質的に保健推進課における会計事務を出納員に委任している以上、その監督責任を問うて賠償を求めるとには至らず、本件発生前から全庁的に会計事務研修を実施するなど、適切な会計事務の執行にも努力していることが見受けられるから、会計管理者として特別の落ち度があったとは評価できない。

以上により、会計管理者に損害賠償を請求することには理由がない。

イ 出納員（保健推進課長）

地方自治法第171条第3項は、「出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。」と規定する。

また、同条第4項は、会計管理者の事務の一部を出納員に委任させることができる旨規定しており、地方公共団体は、各々財務又は会計規則等に委任条項を明記することで、受任した出納員が実質的に会計事務をつかさどっている。したがって、この点だけを見れば第2項にいう職分は、出納員の職責の及ぶ範囲においては会計管理者に匹敵するといえる。

ところで、泉南市財務規則においては、会計管理者の事務の一部を出納員に委任する旨は明記されておらず、前述のとおり第104条第1項において、出納員の設置箇所、出納員となるべき者の職及びその分掌事務を定めているにとどまるが、その所掌事務は、「所管現金の出納及び所管物品の出納保管事務」とされており、地方自治法第171条第3項の規定と合致する。これを財務規則上の欠缺とするかについては、本件監査においては関知しないが、実質的に他の普通地方公共団体と同様の職責を泉南市の出納員が担っていることは明らかであるから、保健推進課において、出納員である保健推進課長の職分は非常に重いというべきである。

一方、本件監査請求において、泉南市長が示した出納員による不適切な事務処理は、保健推進課長自身が事実であること及び自らの責任を認めているから、続いてそれらの事務処理が過失等に該当するか、また、当該損害の発生の原因となった程度について検討する。

前記第3の2の(2)のアにおいて列挙した5項目のうち、(ア)は、直接現金出納にかかわる管理業務について、出納員として不適切な事務執行又は不作為があったとするもので、組織としての保健推進課及び課長個人として厳しい業務状況があったことを差し引いてもその責を免ずることはできず、過失を認める。(イ)及び(ウ)は、現金の保管に関して、保管庫の施錠の状況や鍵の管理について不適切であったとするもので、出納員が直接嚴重に行うべき鍵の管理を現金取扱員に任せていたことは過失を認める。しかしながら、実地監査において現地を検分したところ、現金を保管していた書庫キャビネットは、保健推進課事務室内でも相当程度奥まった保健推進課長席の目の前に位置しており、課長が常に在席しているわけではなく施錠の状況が不適切であったとはいえ、保健推進課員以外の者が当該書庫キャビネットに接する機会があるとは考えづらい。そもそも当該書庫キャビネットは、現金を一時的に保管する用途で他に現金の保管に適した施錠可能な設備が保健推進課に存在しないために使用され

ていたもので、保健推進課の事業項目の増加により本件以外の事務書類も保管することとなった経緯などを合わせると、安全な場所で保管していなかったという表現で保健推進課長個人に損害賠償責任を伴うほどの過失を認めるのは、結果からみた過酷な評価である。また、(ア)と重複し、包含される内容といえるから、このことのみを抽出して別個の過失として加重することはできない。(エ)については、現金の亡失に気づき、早期に問題の解決に着手する機会を逸したことは事実であるし、無論不適切であるが、いずれも現金の亡失そのものとの因果関係は直接的ではないから、賠償責任に加重することは適切ではない。(オ)については、人事面での管理監督責任を問われるべきものであり、信頼を寄せていた部下であっても管理職として課員の事務執行状況は常に確認しなければならない。課員の事務状況の確認が行われなかったことと現金取扱員による不適切な事務処理には相当な因果関係があるから、過失を認める。

以上により、出納員である保健推進課長に損害賠償を請求することには理由がある。

ウ 現金取扱員（保健推進課主査）

出納員と同じく地方自治法第171条第4項の規定により、会計管理者の事務の一部を受任した出納員から更に再委任されることにより、会計事務の一部をつかさどることができる。無論、出納員の事務の更に一部が委任されるのが法の意図するところであるから、出納員と比べてその職分は格段に小さいといえる。なお、これら委任に関する手続が、財務規則等の規定に沿って行われているかについては、会計管理者と出納員の関係と同様である。また、泉南市の会計事務の実態としては、実務を現金取扱員が行い、管理を出納員が行うという体制が他部局においても一般的である。

保健推進課主査についても、泉南市長の示す不適切な事務処理が事実であること及びそれに伴う自らの責任を認めているから、個別具体的にそれらの事務処理が過失等に該当するか、また、当該損害の

発生の原因となった程度について、以下検討する。

前記第3の2の(2)のイにおいて列挙した項目のうち(イ)については、保健推進課長と同様である。しかし、そもそも出納員に管理責任を追及しなければならないものとして不適切な項目に列挙されていたものであるから、前述のとおり実務を担う現金取扱員に対して、上司であり管理者である出納員と同様の管理責任を追及することはできず、損害賠償を求めるべき過失と認定することはできない。

一方で、管理責任とは別に現金取扱員の役儀である実務について言及している(ア)については、本件監査において数々の不適切な事務処理が見受けられ、その最たるものは、多量の現金を保健推進課内に保管し続け、亡失に至った点であることはいうまでもない。保健推進課主査は、保健推進課長同様、主に人員の面から厳しい業務状況であったと供述するのであるが、そういった側面があったにせよ、他の業務で多忙であったからまとめて処理しようと考えたという理由は、50万円近くの公金を2か月程度も事務室に保管し続ける行為を肯定するには到底及ばず、また、勤務状況を点検しても、恒常的又は長時間の超過勤務は発生しておらず、相当長期間にわたって現金出納事務に着手できないほどの著しい多忙も認められないから、情状を酌量する余地がない。

更に現時点からはその後の詳細な事実を認定することが困難であるが、その後も不適切な取扱を改めることなく、上司に報告せず、結果として更なる現金の亡失に至ったことは、もはや単なる過失とはいえない。早急に会計処理を行うつもりであったために同じ場所に保管したという供述と実際には会計処理が行われなかった結果からすれば、相当程度の再発の蓋然性を認識しながら行った行為であるから、再度の現金亡失という結果を必然的な帰結とまで予見していたわけではなくとも、その結果が惹起することをある程度認容していたものであって、確定的でなかったにせよこれに故意を認定することもやむを得ない。

また、保健推進課主査は、周囲に相談できる人物もおらず、自身の責任において処理することしか考えられない精神状態に陥った旨供述するが、約1年間にわたって上司に報告を行わず、漫然と出納整理期間を経過させた後に上司からの質問を受けて報告したことや、その間に会計年度任用職員から現金亡失についての相談、報告を受け、上司である保健推進課長への報告を助言されながら、口止めと評価せざるを得ない行動をとったことを考慮すると、そのような混乱した心理状況であったとは俄かには受け入れがたく、それらを総合すれば社会通念上は隠蔽の意図があったと捉えられるものである。

そのほかにも現金取扱書類でありながら多数の誤りや、上司に供覧又は決裁を受けずに処理が行われていたことを本件監査において発見しており、その結果は極めて重大、本件における損害の発生の原因となった程度としては最大と評価せざるを得ない。

以上により、現金取扱員である保健推進課主査に損害賠償を請求することには理由がある。

(3) 賠償額等について

(1)及び(2)により、損害賠償請求の対象を出納員保健推進課長及び、現金取扱員保健推進課主査の2名とし、その請求額について次のとおり判断する。

第2項に定める「職分」については、一律的な判断基準と呼べるものがないため、個々具体の判断に依らなければならないが、保健推進課においては5名の現金取扱員が指定されていたことからすれば、出納員と現金取扱員の職分の比率は、5対1程度と考えるべきである。これを点数と置き換えるならば保健推進課長が5、保健推進課主査が1となる。

他方、「損害発生の原因となった程度」としては、保健推進課長について3項目で過失を認め、保健推進課主査については当初の現金亡失に重過失、その後2回の現金亡失及びその事実の隠蔽に故意を認める。

重大な過失とは、はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指すと判示されており、物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ることを示す。当初の現金亡失時期が明らかではないが、明らかにできないことそれ自身が重大な過失に該当するというべきであり、更に同様の行為を繰り返したこと等に故意を認めることは前述のとおりである。これら重過失や故意を通常の過失と同等のバランスで評価することは平等性を欠くというべきであるから、過失を1項目につき1とし、重過失には3を、故意には5をそれぞれ乗じて同様に点数として算定すると、保健推進課長が3、保健推進課主査が18となる。

以上から、職分と当該損害の発生の原因となった程度の点数の合計は、保健推進課長が8、保健推進課主査が19となる。これは、本来の職責とは逆転する責任割合となるが、これまで述べてきたとおり、保健推進課主査の現金取扱員としての不適切な事務処理内容が本件の原因の大部分を占めるものであり、出納員による適正な管理がなされていたとしても、早期の事案発覚は格別、亡失そのものを全て食い止めることができたとは評価できないから、本件における損害金917,050円に保健推進課長8/27、保健推進課主査19/27を乗じ、保健推進課長に271,719円、保健推進課主査に645,331円（小数点以下は職分が上位の保健推進課長を切り上げる）を、求償することを相当と判断する。

ところで、地方自治法第243条の2の8第14項が、「第1項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。」と規定する趣旨は、同条の責任の及ぶ限りにおいては、民法の規定による賠償責任は追及されず、同条の賠償請求権と民法上の賠償請求権とは競合して行使することができないとの趣旨であり、民法の規定により賠

償額に対して遅延利息を付すことまでをも排除したものではない。

したがって、賠償を命ずべき金額の算定にあたっては、他に特別の規定がない以上、泉南市の損害額に損害発生の日の翌日から実際に納入されるまでの間、民法の規定による遅延利息を附すべきである。

本件における損害発生の日及び遅延利息については、泉南市長は、監査請求において、令和6年6月11日に本件を確認したので、その翌日から起算する旨述べている。これについて、例えば泉南市が被った損害が、会計事務担当職員による公金の横領や、外部の窃盗などの不法行為によってもたらされ、生活資金等に費消されたなどの事情があれば、損害の発生を認定し得るのは、当該現金が通常の会計手続によれば当然に泉南市に納入されていて然るべき日であろうし、或いは、現金の亡失という事実や時期に着眼して損害が発生した日を認定するならば、客観的証拠に基づいて確定した正確な亡失年月日でなければならない。いずれにしても、事案の確認よりも早い時点での損害の発生を認定し、それに応答する日から遅延利息を起算することが検討されるべきである。

しかしながら、先に例示した不法行為は本件に該当せず、不適切であることは前提であるにせよ、当該現金の出納を挙証する書類及び帳簿等の証拠書類も存在しない。また、確実に現金を亡失していたであろう時期を、一定程度の確度のある複数証言等で類推し、それらの整合を基に理論立てて損害の発生を認定するにも、保健推進課主査やその他の関係職員は、ある時期に現金の亡失の可能性に気付いたにとどまり、更にそれらの記憶が曖昧で、時期に関する供述には精緻な整合が見られないことから、これらの供述を拠りどころとして亡失時期を特定することはできず、また、損害の発生日を認定することも適切ではない。

そうすると、本件が帰結する泉南市長による職員に対する賠償命令は、行政庁による処分であると解され、また、当該現金を受領した日が領収書等から明らかであっても、損害の発生が不確定である時点に

まで遡及して遅延利息を加算する不利益を、被処分者に課してはならないことを合わせ考えれば、泉南市長が、当該損害を確知した日をもって発生日としたこともやむを得ないものと判断せざるを得ない。

また、地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項が、「普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と規定する趣旨は、普通地方公共団体の長が、職員の行為によって当該普通地方公共団体に対して与えられた損害の程度や範囲を認定して、監査委員に監査を請求した場合に限り、監査委員が当該監査を執行することができることと解され、明らかに長の事実認定に誤りがある場合等を除いて、長が認定していない範囲まで監査委員が主体的に当該地方公共団体の損害を独自に認定し、賠償責任等を決定することを、同項は許容していないというべきである。

以上から、令和 6 年 6 月 12 日から各賠償請求対象者が泉南市に納入する日までの期間に、損害額に民法第 404 条が定める法定利率年 3 パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として加算し、その際、計算上生じた 1 円未満は切り捨てるものとする。

なお、これらは現時点において判断したものであり、今後、泉南市長からの請求に応じて当該職員によって賠償された金員の取扱は、捜査当局により事案の全容が明らかとなるなど、事態の動向に応じて都度改めなければならない可能性があることを付言する。

第6 意見

本件監査決定にあたり、次の意見を申し添える。

本件については、捜査機関による捜査が完了していない段階であるにもかかわらず、このような監査結果を決定することには一定の躊躇を感じざるを得なかったことは事実であるが、法に沿った果敢な処置が必要であるとの見地から、以上のとおり保健推進課長及び保健推進課主査に賠償責任を認めた。

しかしながら、保健推進課一課だけの特異な事例と単純に考えることはできない。会計管理者をはじめとした現金取扱にかかわる全ての部局の全ての職員が、絶対的な確実性が求められる現金取扱事務に対する意識の低下及び弛緩について、「改善に努める」や、「危機感や慎重さを持って取り組む意識を徹底する」などといった言葉ではなく、まずは公金の亡失という重大かつ厳然たる事実を強く認識していただきたい。保健推進課という一出先機関で惹起した事案ではなく、泉南市という自らの組織で起こった出来事であり、亡失したのは泉南市の一般会計に入金されるはずであった公金であることを、全ての職員が認知することから始めなければ、類する事案の発生を食い止めることはできない。これは、先のし尿汲み取り券事案以後、内部統制制度の構築などの取組をすすめていたにもかかわらず、短期間で本件が起こったことから考えても自明であるというべきである。

また、直接現金の亡失につながったものではないとして賠償責任に及ぶ過失は認めなかったものの、監査に対する対応についても触れなければならない。泉南市長の請求内容にもあるとおり、保健推進課が既に本件が発生していた最中である令和5年度に定期監査を受験し、直接監査委員からこういった事案は起こっていないかと質問されいながら、「問題なし」と答弁し、受験後においても事務の現状の確認も行われなかったことは、監査委員として筆舌に尽くし難いほど遺憾であるし、地方自治体として最低限の体さえ成していないといっても過言ではないほどの重大な失態である。一連の不真面目な対応が、監査機能を阻害し、問題

の早期解決の機会を逸したうえ、今に至っても事案の全てが詳らかとならない原因の一つであることは峻烈に指摘しなければならない。

先に述べたとおり、本件は捜査機関による捜査が完了しておらず、現金亡失に至った真相が解明されていないが、現金亡失が事実であることは間違いなく、そして、本件監査において主眼としなければならなかったのは、その事実に対する担当職員の過失についてである。過失という言葉は、単なる誤り、ミスといった意味で誤用されているくらいがあるが、総じてある程度の結果が予測できたにもかかわらず、注意し、回避することを怠ったゆえに損害が発生してしまうことを指すものと当職は認識している。当然、本件においても現金を適切に取り扱っていれば避けることができたものであるし、峻厳な言葉を用いれば、社会通念上、至極当然に行われるべき通常の事務処理さえ行われていれば、起こるはずがない事案である。

当職がこれほどまでに苛烈に指摘するのは、本件監査を通じて賠償責任を認定した当の保健推進課の内部でさえ、担当外で起こったこととして受け流しているかの印象を受けたからであり、それは定期監査への対応が誠実でなかったことに通ずるからである。繰り返しになるが、反省よりも改善よりもまず、起こった事実に対して正面から向き合い、市全体、部局、課といった曖昧さを排除し、全ての個人が、公金を亡失したという事実を自身のこととして強く意識していただきたい。

そのうえで、それに立脚して、組織として現金取扱事務の管理体制の再検討や、有効性、効率性及び持続性を有する内部統制制度の再構築等に取り組み、今度こそ類する事案の再発を未然に防ぐべく、全職員が意識を新たに職務に精励恪勤されることを強く要望する。併せて、DX推進計画に基づき、既に税業務等に導入されているキャッシュレス決済等を、その他の業務、支払いへと拡充し、職員が現金を取り扱う機会自体を削減すること及び事務職は事務を、技術職は本来の技術を存分に発揮した専門的な業務に注力できる事務執行体制の構築に引き続き努められたい。

以上

